

居宅介護支援 重要事項説明書

《 令和6年4月1日現在 》

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5356-7578

(月～金曜日 午前9:00～午後5:00 休日及び12月29日から1月3日までを除く)

FAX 03-3310-6633

担当 田中 文子

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 朝焼けの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および提供地域

法人名称	株式会社 朝焼け
代表者	小泉 賢貴
事業所名称	朝焼け 中野事業所
指定番号	131405919
所在地	東京都中野区白鷺1-30-6 深澤ビル1-A
電話番号	03-5356-7578
提供地域	中野区・杉並区・練馬区

(2) 同事業所の職員

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名

(3) 営業時間

月～金曜日	午前9時00分～午後5時00分
休業日	土・日・祝日・12/29～1/3

(4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ・利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう居宅サービス計画を作成します。
 - ・利用者の選択を尊重し利用者本位のサービス提供を心がけます。
 - ・十分な説明と同意に基づいたサービス提供を心がけます。
 - ・公正・中立なサービス提供に努めます。
 - ・さまざまなニーズに応じ総合的なサービスが提供できるよう関係機関との綿密な連携を図ります。
- 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業者所について複数の事業者所の紹介を求める事が可能であり、当該事業者所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は重要事項説明書別紙のとおりです。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- ・居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・給付管理業務
- ・サービス担当者会議の開催、連絡調整

- ・認定申請の援助
- ・介護保険施設等の紹介

4. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

サービス計画の作成の依頼



状況の把握

利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析



計画の原案作成



利用者が事業者を選択(介護支援専門員より情報の提供)

サービス担当者との連携・調整

介護支援専門員・サービスの担当者と利用者本人・家族で、意見交換



計画の作成



サービス利用開始



計画の見直し

5. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

(1) 基本利用料【居宅介護支援費(Ⅰ)】

居宅介護支援費(i)

要介護1・2の方12,380円/月

要介護3～5の方16,085円/月

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件未満である場合又は45件以上である場合において、45件未満の

部分

居宅介護支援費(ii)

要介護1・2の方6,201円/月

要介護3～5の方8,025円/月

ケアマネジャー1人あたり取扱件数が45件以上である場合において、45件以上60件未満の部分

居宅介護支援費(iii)

要介護1・2の方3,716円/月

要介護3～5の方4,810円/月

ケアマネジャー1人あたり取扱件数が60件以上である場合において、60件以上の部分

(2) 加算料金

初回加算 3,420円/月

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合の最初の月。

入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,850円/月

入院先である病院又は診療所の職員に対して、*利用者に関する必要な情報を提供した場合。*入院以前の情報を含む。*営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,280円/月

入院先である病院又は診療所に、当該病院又は診療所の職員に対して、入院後3日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合。

退院・退所加算(Ⅰ)イ 5,130円/月

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

*カンファレンス参加 無 ・ 連携1回

退院・退所加算(Ⅰ)ロ 6,000円/回

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

*カンファレンス参加 有 ・ 連携 1回

退院・退所加算(Ⅱ)ロ 6,840円/回

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

*カンファレンス参加 無 ・ 連携 2回

退院・退所加算(Ⅱ)ロ 8,550円/回

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

*カンファレンス参加 有 ・ 連携 2回

退院・退所加算(Ⅲ) 10,260円/回

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。*カンファレンス参加 有 ・ 連携 3回

(内1回は入院中の担当医等との会議に参加し退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行って頂いた時)

通院時情報連携加算 570円/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や

生活環境等の必要な情報提供を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 280円/回 *月2回
まで

病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

ターミナルケアマネジメント加算 4, 560円 /月

*末期の悪性腫瘍にて在宅で死亡した利用者に対し

- ①24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
- ②利用者またはその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
- ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供

特定事業所加算(Ⅰ) 5, 916円/月

人材要件、体制要件、重度介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所加算(Ⅱ) 4, 799円/月

人材要件、体制要件、重度介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所加算(Ⅲ) 3, 682円/月

人材要件、体制要件、重度介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所加算(A) 1, 299円/月

人材要件、体制要件、重度介護者等対応要件のいずれにも適合

特定事業所医療介護連携加算 1,425円/月

人材要件、体制要件、重度介護者等対応要件のいずれにも適合
また病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするもの

(3) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費はいただきません。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援相談員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。また自動車でお伺いする場合は、1kmにつき30円の実費が必要となります。

(4) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します

(ア)利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ)介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、要支援2と認定された場合

(ウ)利用者がお亡くなりになった場合、又は被保険者資格を喪失された場合

④利用者やご家族の背信行為

利用者やご家族の方などが当事業所または介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

7. 個人情報の保護について

- (1)事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
- (2)事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
- (3)外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

8. 秘密保持について

- (1)事業者の介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2)事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者とその家族の個人情報を用いません。

9. サービス内容に関する苦情

当事業所の相談・苦情窓口

担当 田中 文子

電話 03-5356-7518

受付時間 月～金 10:00～17:00 ※祝日は、休日となっております。

当事業所以外に、市区町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- 中野区 区民サービス管理部介護保険分野事業者指導調整担当
電話 03-3228-8878
- 杉並区 保健福祉部介護保険課管理係
電話 03-3312-2111
- 練馬区 福祉部介護保険課管理係 電話 03-5984-2863
保健福祉サービス苦情調整委員 電話 03-3993-1344
- 東京都国民保険団体連合会 電話 03-6238-0177

上記重要事項について、説明をしました。

事業所名 : 朝焼け 中野事業所 (事業所番 137140591)

所在地 : 東京都中野区白鷺 1-30-6 深澤ビル 1-A

説明者氏名 : 田中 文子

上記内容の説明を受け、了承し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(続柄)